

令和3年2月10日

【議案第9号】

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

資料1 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

資料2 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 新旧対照表

環 境 局

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定要旨

大気汚染防止法の一部改正に伴い、建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止に係る規定を整備し、並びに都市計画法の一部改正により用途地域に田園住居地域が追加されたことに伴い、悪臭及び騒音の防止に係る規定の対象となる地域に田園住居地域を加えるため、この条例を制定する。

2 大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 3 9 号）の主な内容

大気汚染防止法において、石綿を使用した建築物等の解体等工事に伴う石綿飛散防止対策の強化のために、以下の点が定められた。

(1) 特定建築材料の範囲の拡大

飛散性が相対的に低いことからこれまで規制対象ではなかった石綿含有成形板等（石綿を含有する成形板、セメント管、押出成形品等）についても、不適切な除去作業を行えば石綿が飛散するおそれがあることが判明したため、現行の法の規制対象である吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材に加え、石綿含有成形板等が特定建築材料に追加された。

※ 特定建築材料：石綿を発生し、又は飛散させる原因となる建築材料

(2) 事前調査の結果の報告等

解体等工事前の建築物等の調査（以下「事前調査」という。）における特定建築材料の見落としによって、解体等工事に伴い石綿を飛散させた事例が確認されたため、一定規模以上等の建築物等について事前調査の結果の都道府県等への報告が義務付けられ、事前調査に関する記録の作成及び保存が義務付けられた。

表 改正法における特定建築材料

特定建築材料の種類	吹付け石綿	石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有成形板等	石綿含有仕上塗材
飛散性	飛散性が著しく高い	飛散性が高い	飛散性が比較的低い	飛散性が比較的低い
規制の有無	改正前から法律で規制対象		今回の改正で規制	改正前から法律で規制対象 (吹付け石綿から独立)

3 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 6 号）による都市計画法の一部改正の内容

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域として、用途地域に田園住居地域が追加された。

4 条例改正の内容

(1) 建築物等の解体等作業における石綿の飛散の防止について

本市では、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）において、平成23年度から石綿含有成形板について法より拡充した規制を先行して実施していた。大気汚染防止法の一部改正に伴い、建築物等の解体等作業における石綿の飛散の防止に関し、条例による規制対象の建築材料が大気汚染防止法による規制対象となったことから、法と重複することとなる次の規定の削除を行う。また、条ずれや用語の整理に係る所要の整備をあわせて行う。

- ア 石綿含有の事前調査に係る規定の削除
- イ 事前調査結果の保存に係る規定の削除
- ウ 事前調査結果の届出に係る規定の削除
- エ 事前調査結果の表示に係る規定の削除
- オ 作業実施基準に係る規定の削除
- カ 注文者の配慮等に係る規定の削除

(2) 田園住居地域について

条例では、悪臭及び騒音の防止に係る規定の対象となる「住居系地域」及び「住居専用地域」に、都市計画法の用途地域である第一種低層住居専用地域や第二種低層住居専用地域等を規定している。

都市計画法の用途地域に新たに追加された田園住居地域は、第一種低層住居専用地域や第二種低層住居専用地域と同じく、「低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域」として創設されており、法との整合を図る観点から、条例においても「住居系地域」及び「住居専用地域」に田園住居地域を加える。

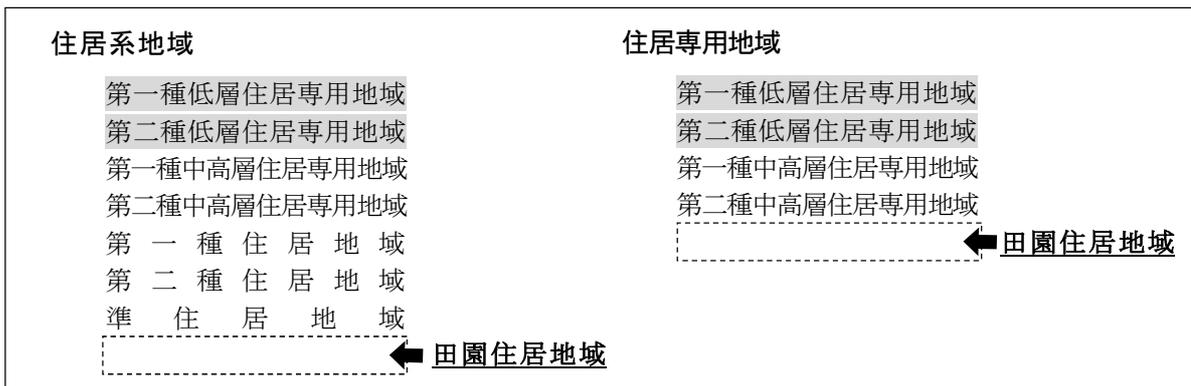


図 条例で規定する住居系地域及び住居専用地域

5 施行期日

令和3年4月1日から施行

- 4(1)ウ 事前調査結果の届出に係る規定の削除 … 令和4年4月1日から
- 4(2) 田園住居地域に係る規定 … 公布の日から

改正後の条例	改正前の条例
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p>
<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 特定行為の制限等</p> <p>第1節～第7節（略）</p> <p>第8節 建築物等の<u>解体等工事</u>に係る石綿の飛散の防止（第67条の2～第67条の10）</p> <p>第7章～第14章（略）</p> <p>附則 （定義）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章（略）</p> <p>第6章 特定行為の制限等</p> <p>第1節～第7節（略）</p> <p>第8節 建築物等の<u>解体等作業</u>に係る石綿の飛散の防止（第67条の2～第67条の10）</p> <p>第7章～第14章（略）</p> <p>附則 （定義）</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 住居系地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、<u>準住居地域及び田園住居地域</u>をいう。</p> <p>（飲食店営業に係る営業時間の制限）</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 住居系地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域<u>及び準住居地域</u>をいう。</p> <p>（飲食店営業に係る営業時間の制限）</p>
<p>第63条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、<u>第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u>（以下「住居専用地域」という。）において飲食店営業を営む者（規則で定める者を除く。次項において同じ。）は、その飲食店の付近の状況により騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間（以下「深夜」という。）においては、営業を営んではならない。</p>	<p>第63条 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域<u>及び第二種中高層住居専用地域</u>（以下「住居専用地域」という。）において飲食店営業を営む者（規則で定める者を除く。次項において同じ。）は、その飲食店の付近の状況により騒音による公害が生ずるおそれがない場合を除き、午前零時から午前6時までの間（以下「深夜」という。）においては、営業を営んではならない。</p>

改正後の条例	改正前の条例
<p>2 市長は、住居専用地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、深夜における営業の停止を命ずることができる。</p>	<p>2 市長は、住居専用地域において飲食店営業を営む者が、深夜において営業を営んでいることにより、騒音による公害が生じていると認めるときは、当該飲食店営業を営む者に対し、深夜における営業の停止を命ずることができる。</p>
<p>第6章 特定行為の制限等 第8節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止 <u>(解体等工事に係る調査の結果の届出)</u></p>	<p>第6章 特定行為の制限等 第8節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止 <u>(事前調査等)</u></p>
<p>第67条の2 <u>(削る)</u></p>	<p>第67条の2 <u>建築物等の解体、改造又は補修の作業（以下「解体等作業」という。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、当該建築物等における、石綿を飛散させる原因となる建築材料であって規則で定めるもの（以下「石綿含有建築材料」という。）の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査しなければならない</u></p>
<p><u>(削る)</u></p> <p>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第4項の規定による調査（以下「解体等工事に係る調査」という。）の結果、建築物等に同法第2条第11項に規定する特定建築材料（以下「特定建築材料」という。）の使用が確認されたときは、同条第12項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）（規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。）を施工しようとする事業者は、同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）の開始の日の14日前までに、<u>解体等工事に係る調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>2 <u>解体等作業を伴う建設工事（規則で定めるものに限る。）を施工しようとする事業者は、前項の規定による調査の結果を記録し、規則で定める期間、保存しておかなければならない。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定による調査の結果、建築物等に石綿含有建築材料の使用が確認されたときは、石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体等作業（以下「石綿排出等作業」という。）を伴う建設工事（以下「特定排出等工事」という。）（規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。）を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、第1項の規定による調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u></p>
<p>2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する事業者は、速やかに、<u>解体等工事に係る調査の結果について</u></p>	<p>4 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う特定排出等工事を施工する事業者は、速やかに、<u>第1項の規定による調査の結果について</u></p>

改正後の条例	改正前の条例
<p>市長に届け出なければならない。 （周辺住民への周知）</p> <p>第67条の3 <u>（削る）</u></p> <p><u>特定工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、特定粉じん排出等作業の実施の期間その他の当該特定工事に関する事項について周知しなければならない。</u></p> <p>第67条の4 <u>削除</u></p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>て市長に届け出なければならない。 （周辺住民への周知）</p> <p>第67条の3 <u>特定排出等工事を施工しようとする事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による調査の結果を、公衆の見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定排出等工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定排出等工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、石綿排出等作業の実施の期間その他の当該特定排出等工事に関する事項について周知しなければならない。</u> <u>（作業実施基準）</u></p> <p>第67条の4 <u>石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。次項において同じ。）に係る基準（以下「作業実施基準」という。）は、規則で定める。</u></p> <p>2 <u>石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準を遵守しなければならない。</u></p>
<p>（石綿排出等作業の実施の届出）</p> <p>第67条の5 <u>特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第18条の17第1項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの（以下この条において「石綿排出等作業」という。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） <u>特定工事</u>の場所 （3） 石綿排出等作業の実施の期間</p>	<p>（石綿排出等作業の実施の届出）</p> <p>第67条の5 <u>石綿排出等作業（特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。この条において同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>（1） 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （2） <u>特定排出等工事</u>の場所 （3） 石綿排出等作業の実施の期間</p>

改正後の条例	改正前の条例
<p>(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における<u>特定建築材料</u>の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p>	<p>(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における<u>石綿含有建築材料</u>の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p>
<p>(5) 石綿排出等作業の方法</p>	<p>(5) 石綿排出等作業の方法</p>
<p>2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p>
<p>3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p>	<p>3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p>
<p>(石綿の濃度の測定計画の届出等)</p>	<p>(石綿の濃度の測定計画の届出等)</p>
<p>第67条の6 大気汚染防止法第18条の17第1項又は第2項の規定による届出(以下「<u>特定粉じん排出等作業の実施の届出</u>」という。)を要する<u>特定工事を施工しようとする事業者</u>で規則で定めるものは、<u>特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線</u>における大気中の石綿の濃度の測定計画を特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて市長に届け出なければならない。</p>	<p>第67条の6 大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出(以下「<u>特定粉じん排出等作業の実施の届出</u>」という。)をしようとする事業者で規則で定めるものは、<u>石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線</u>における大気中の石綿の濃度の測定計画を特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて市長に届け出なければならない。</p>
<p>2 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、<u>特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線</u>における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を次条の規定による報告と併せて市長に報告しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、<u>石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線</u>における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を次条の規定による報告と併せて市長に報告しなければならない。</p>
<p>3 市長は、第1項の規定による届出をした者以外の者が<u>特定工事を施工する場合</u>において、必要があると認めるときは、その者に対し、前項の規定による測定を行い、その結果を報告するよう要請することができる。</p>	<p>3 市長は、第1項の規定による届出をした者以外の者が<u>特定排出等工事を施工する場合</u>において、必要があると認めるときは、その者に対し、前項の規定による測定を行い、その結果を報告するよう要請することができる。</p>
<p>(作業完了の報告)</p>	<p>(作業完了の報告)</p>
<p>第67条の7 第67条の5第1項若しくは第2項の規定による届出をした者又は特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者は、当該<u>特定粉じん排出等作業が完了した</u>ときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。</p>	<p>第67条の7 第67条の5第1項若しくは第2項の規定による届出をした者又は特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者は、当該<u>石綿排出等作業が完了した</u>ときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。</p>

改正後の条例	改正前の条例
<p>第67条の8 <u>削除</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(注文者の配慮等)</p> <p>第67条の8 <u>解体等作業を伴う建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)</u>の注文者は、その注文に当たり、<u>設計図書その他の当該解体等作業を行う建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>特定排出等工事の注文者は、当該特定排出等工事を施工する事業者に対し、施工方法、工期等について、作業実施基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</u></p>
<p>(特定工事を施工する事業者等への勧告)</p> <p>第67条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>(特定排出等工事を施工する事業者等への勧告)</p> <p>第67条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p>
<p>(削る)</p> <p>(1) <u>第67条の2第1項、第67条の5第1項又は第67条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(1) <u>第67条の2第1項の規定による調査をしなかった者</u></p> <p>(2) <u>第67条の2第2項の規定による保存をしなかった者</u></p> <p>(3) <u>第67条の2第3項、第67条の5第1項又は第67条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u></p>
<p>(削る)</p> <p>(2) <u>第67条の6第2項の規定による測定をしなかった者</u></p> <p>(3) <u>第67条の6第2項又は第67条の7の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p>	<p>(4) <u>第67条の3第1項の規定による表示をしなかった者</u></p> <p>(5) <u>第67条の6第2項の規定による測定をしなかった者</u></p> <p>(6) <u>第67条の6第2項若しくは第67条の7の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u></p>
<p>2 市長は、第67条の5第1項の規定による届出があった場合において、<u>その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の14に規定する作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。</u></p>	<p>2 市長は、第67条の5第1項の規定による届出があった場合において、<u>石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。</u></p>
<p>3 市長は、第67条の6第1項の規定による届出(大気汚染防止法第18条の17第2項の規定による届出に係るものを除く。)があった場合において、<u>特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日</u></p>	<p>3 市長は、第67条の6第1項の規定による届出(大気汚染防止法第18条の15第2項の規定による届出に係るものを除く。)があった場合において、<u>石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から14</u></p>

改正後の条例	改正前の条例
<p>から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧告することができる。</p> <p>(削る)</p>	<p>日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧告することができる。</p> <p>4 市長は、作業実施基準を遵守しない者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。</p>
<p>(特定工事を施工する事業者等の公表)</p> <p>第67条の10 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条各項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>	<p>(特定排出等工事を施工する事業者等の公表)</p> <p>第67条の10 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条各項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</p>

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号</p>
<p>第67条の2 <u>削除</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>(解体等工事に係る調査の結果の届出)</u></p> <p>第67条の2 <u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第4項の規定による調査（以下「解体等工事に係る調査」という。）の結果、建築物等に同法第2条第11項に規定する特定建築材料（以下「特定建築材料」という。）の使用が確認されたときは、同条第12項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）（規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。）を施工しようとする事業者は、同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）の開始の日の14日前までに、解体等工事に係る調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事を施工する事業者は、速やかに、解体等工事に係る調査の結果について市長に届け出なければならない。</u></p>
<p>(周辺住民への周知)</p> <p>第67条の3 <u>大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第12項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）（規則で定めるものに限る。）を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、同条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）の実施の期間その他の当該特定工事に関する事項について周知しなければならない。</u></p> <p>(石綿排出等作業の実施の届出)</p>	<p>(周辺住民への周知)</p> <p>第67条の3 <u>特定工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、特定粉じん排出等作業の実施の期間その他の当該特定工事に関する事項について周知しなければならない。</u></p> <p>(石綿排出等作業の実施の届出)</p>
<p>第67条の5 特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第18条の17第1</p>	<p>第67条の5 特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第18条の17第1</p>

改正後	改正前
<p>項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの（以下この条において「石綿排出等作業」という。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定工事の場所</p> <p>(3) 石綿排出等作業の実施の期間</p> <p>(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における<u>大気汚染防止法第2条第11項に規定する特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</u></p> <p>(5) 石綿排出等作業の方法</p>	<p>項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの（以下この条において「石綿排出等作業」という。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 特定工事の場所</p> <p>(3) 石綿排出等作業の実施の期間</p> <p>(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</p> <p>(5) 石綿排出等作業の方法</p>
<p>2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p>	<p>2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p>
<p>3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>(特定工事を施工する事業者等への勧告)</p>	<p>3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>(特定工事を施工する事業者等への勧告)</p>
<p>第67条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第67条の5第1項又は第67条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第67条の6第2項の規定による測定をしなかった者</p> <p>(3) 第67条の6第2項又は第67条の7の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>	<p>第67条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) <u>第67条の2第1項</u>、第67条の5第1項又は第67条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) 第67条の6第2項の規定による測定をしなかった者</p> <p>(3) 第67条の6第2項又は第67条の7の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p>
<p>2 市長は、第67条の5第1項の規定による届出があった場合において、そ</p>	<p>2 市長は、第67条の5第1項の規定による届出があった場合において、そ</p>

改正後	改正前
<p>の届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の14の規定に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。</p> <p>3 市長は、第67条の6第1項の規定による届出（大気汚染防止法第18条の17第2項の規定による届出に係るものを除く。）があった場合において、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧告することができる。</p>	<p>の届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第18条の14の規定に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。</p> <p>3 市長は、第67条の6第1項の規定による届出（大気汚染防止法第18条の17第2項の規定による届出に係るものを除く。）があった場合において、特定粉じん排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧告することができる。</p>